

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

特定就職困難者雇用開発助成金 (就職が困難な人を雇い入れた企業への助成金)

特定就職困難者雇用開発助成金とは？

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な人をハローワーク又は一定の要件を満たす無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた場合に支給される助成金です。

受給できる事業主

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 対象労働者を雇用保険の一般被保険者(短時間労働者を含む)として雇い入れること。
- (3) 助成金の受給終了後も、対象労働者を引き続き相当の期間雇用することが確実であること。
- (4) 対象労働者の雇入れの前日より6ヶ月前から1年間の間に事業主都合の解雇がないこと。
- (5) 出勤状況や賃金の支払いを明らかにする書類を整備・保管していること。
- (6) 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて滞納している場合、また労働関係法令の違反があるなど不支給要件に該当しないこと。

*上記の条件をすべて満たすことが必要です。また、以前に派遣等でその対象労働者を受け入れていた場合などは対象にならないことがあります。

受給できる額

対象労働者 (一般被保険者である者)	助成金		助成期間
	大企業	中小企業	
高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者、母子家庭の母等のうち、短時間労働者でない者	50万円	60万円	1年
高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者、母子家庭の母等のうち、短時間労働者となる者	30万円	40万円	1年
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者) *ただし短時間労働者を除く	100万円	120万円	1年6ヶ月

- (1) 短時間労働者とは、週所定の労働時間が20時間以上30時間未満をいいます。
- (2) 助成対象期間を6ヶ月ごとに区分し、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期後1ヶ月以内に、必要な書類をそえて支給申請を行います。

○取扱機関 各都道府県労働局雇用助成金窓口
支給申請書の提出は、管轄のハローワークを経由して行うことができる場合があります。